

貨幣回収準備資金に関する法律

(平成一四年五月一 日法律第四二号)

一、提案理由(平成一四年四月一二日・衆議院財務金融委員会)

塩川国務大臣 ただいま議題となりました独立行政法人造幣局法案、独立行政法人国立印刷局法案及び貨幣回収準備資金に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

平成十一年四月二十七日閣議決定されました国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画において、「造幣事業及び印刷事業については、独立行政法人化する」とされたこと等に基づき、独立行政法人造幣局法案は、貨幣の製造等を業務とする独立行政法人造幣局を、独立行政法人国立印刷局法案は、銀行券の製造、官報の印刷等を業務とする独立行政法人国立印刷局を設立しようとするものであり、貨幣回収準備資金に関する法律案は、独立行政法人造幣局の設立に伴い造幣局特別会計が廃止されることを踏まえ、同特別会計に設置されている貨幣回収準備資金を新たに一般会計に設置し、政府による貨幣の発行、引きかえ及び回収の円滑な実施を図るためのものです。

以下、この三法案の内容につきまして御説明申し上げます。

……………(略)……………

また、貨幣回収準備資金に関する法律案については、第一に、貨幣回収準備資金は、政府が発行した貨幣の額面額の合計額に相当する金額等により構成され、貨幣の引きかえまたは回収、貨幣の製造等に要する経費の財源として使用することとしております。

第二に、貨幣回収準備資金は、一般会計の所属とし、その経理の方法を定めるほか、地金の保管等について所要の規定を設けることとしております。

以上が、独立行政法人造幣局法案、独立行政法人国立印刷局法案及び貨幣回収準備資金に関する法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

二、衆議院財務金融委員長報告(平成一四年四月一六日)

坂本剛二君 ただいま議題となりました各案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、貨幣回収準備資金に関する法律案は、現在、造幣局特別会計に貨幣回収準備資金が設置されているところでありますが、同特別会計が廃止されることを踏まえ、政府による貨幣の発行、引きかえ及び回収の円滑な実施を図るため、新たに一般会計に貨幣回収準備資金を設置することとし、そのための所要の規定を設けることとしております。

各案は、去る四月十日当委員会に付託され、同月十二日塩川財務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、同日質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、順次採決いたしましたところ、各案はいずれも多数をもって原案のとおり可決すべきも

のと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院財政金融委員長報告（平成一四年四月二六日）

山下八洲夫君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、貨幣回収準備資金に関する法律案は、造幣局の独立行政法人化に伴い造幣局特別会計が廃止されることを踏まえ、同特別会計に設置されている貨幣回収準備資金を、新たに一般会計に設置するものであります。

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、造幣局及び印刷局を独立行政法人化する理由と今後配慮すべき点、両機関の財務内容を国会に報告する必要性、通貨発行に対する財務大臣の関与の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して大門実紀史委員より三法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、採決の結果、三法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。